

高槻市週休2日工事实施要領

(目的)

第1条 この要領は、公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保を目指すため、建設業界における若手技術者の離職対策や新卒者が入職しやすい職場環境づくりを支援する取組として、週休2日工事を実施するに当たり必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 週休2日工事の対象工事は、原則全ての工事とする。ただし、次の各号に掲げる工事は除く。

- (1) 緊急に対応することが必要な工事（災害復旧工事、単価契約工事等）
- (2) 施設状況等により、対応が困難な工事
- (3) 不稼働日を除く実稼働日数が10日以下の工事

(発注方式)

第3条 発注方式については、次の各号に掲げる方式によるものとする。

- (1) 完全週休2日（土日）工事
- (2) 月単位の週休2日工事
- (3) 通期の週休2日工事（補正なし）

(定義)

第4条 この要領において用いる用語の意義は、次のとおりとする。

(1) 週休2日

ア 完全週休2日（土日） 対象期間内の全ての週（土曜日から金曜日までの7日間を基本とする。以下同じ。）において、原則土曜日及び日曜日を現場閉所に指定し、週に2日以上現場閉所を行ったと認められる状態をいう。対象期間の日数が7日に満たない週においては、当該週の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所を行ってれば、達成しているものとみなす（例：当該週に土曜日・日曜日がない場合は、現場閉所日の設定は不要となる）。

ただし、受注者の責によらず土曜日又は日曜日に現場作業を行わざるを得ない場合は、受発注者間で協議した上で、当該曜日に代わる曜日を同一週内で指定するものとする。

イ 月単位の週休2日 対象期間の全ての月において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所を行ってれば、達成しているものとみなす。また、受注者の責によらず、現場閉所対象日を振り替える場合は、同一月内で行うものとする。

ウ 通期の週休2日 対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(2) 対象期間 現場着手日から現場作業終了日までの期間とする。ただし、次に掲げる期間は対象期間から除く。

ア 年末年始休暇（6日間）

イ 夏季休暇（3日間）

- ウ 工場製作のみを実施している期間
 - エ 工事全体を一時中止している期間
 - オ 発注者が対象外と認める期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等）
- (3) 現場閉所 工事現場の巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業も含め1日を通して現場や現場事務所が閉所されている状態をいう。
- (4) 4週8休以上の現場閉所 現場閉所日数（現場閉所された日の合計をいい、悪天候等による予想外の現場閉所日を含む。）が対象期間中で28.5%（8/28日）以上の水準に達する状態をいう。
- (5) 現場閉所対象日 原則、土曜日及び日曜日とする。



【達成率の算出方法】

4週8休工事対象期間 231日（240日－夏季3日－年末年始6日）

$231 \times 28.5\% (8/28日) = 65.8日$

66日以上の現場閉所日確保により4週8休達成

= 対象期間

（労務費等の補正）

第5条 労務費等の補正に関する考え方については、次の各号に基づくものとする。

- (1) 大阪府土木工事積算基準を適用する工事は「大阪府都市整備部週休2日工事実施要領」を適用する。
- (2) 土地改良工事積算基準及び森林整備保全事業設計積算要領を適用する工事は「大阪府環境農林水産部週休2日工事実施要領」を適用する。
- (3) 公共建築工事積算基準を適用する工事は「国会公契第50号 営繕工事における週休2日促進工事の実施について（改定）」及び「営繕工事における週休2日促進工事の実施に係る積算方法等の運用について（改定）」（国土交通省）を適用する。
- (4) 水道事業実務必携（全国簡易水道協議会）を適用する工事は「大阪府都市整備部週休2日工事実施要領」を適用する。

2 「完全週休2日（土日）工事」は、完全週休2日（土日）の補正係数を労務費等に乘じた上で当初設計金額を作成し、現場閉所の達成状況に応じ、次の各号に掲げる措置を行う。

- (1) 完全週休2日（土日）工事を達成した場合 当初設計金額のとおり
- (2) 完全週休2日（土日）工事に満たないが、月単位の週休2日工事を達成した場合 労務費等に乘ずる補正係数を月単位の補正係数に変更する。
- (3) 月単位の週休2日工事に満たないが、通期の週休2日工事を達成した場合 当初設計金額から完全週休2日（土日）の補正係数を除した変更を行う。

(4) 通期の週休2日工事に満たない場合 前号に同じ

3 「月単位の週休2日工事」は、月単位の補正係数を労務費等に乗じた上で当初設計金額を作成し、現場閉所の達成状況に応じ、次の各号に掲げる措置を行う。

(1) 完全週休2日（土日）工事を達成した場合 当初設計金額のとおり

(2) 月単位の週休2日工事を達成した場合 当初設計金額のとおり

(3) 月単位の週休2日工事に満たないが、通期の週休2日工事を達成した場合 当初設計金額から月単位の補正係数を除した変更を行う。

(4) 通期の週休2日工事に満たない場合 前号に同じ

4 「通期の週休2日工事」は、補正なしで当初設計金額を作成し、完全週休2日（土日）工事又は月単位の週休2日工事を達成した場合であっても補正は行わない。

(適切な工期設定)

第6条 発注者は、積算基準に基づき施工量に応じた必要日数を算出し、不稼働日数や準備期間、後片付け・各種検査期間を含めた工期算定を行い、適切な工期設定を行うものとする。

(工期の変更)

第7条 発注者は、次の各号に掲げる場合が受注者の責によらないものと判断するときは、適切に工期の変更を行うものとする。

(1) 設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と、実際の工事現場の状況とが一致しない場合

(2) 設計図書で明示されていない施工条件に関し、予測することのできない特別な事情が生じた場合

(3) 工事の施工を一時中止させた場合

(発注方式の指定)

第8条 対象工事については、入札公告等に「完全週休2日（土日）工事」、「月単位の週休2日工事」又は「通期の週休2日工事（補正なし）」の文言を明記する。

(留意事項)

第9条 週休2日工事の実施に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休日の前日等に休日中の作業が発生するような指示等を行わないこと。

(2) 発注者は、受注者からの協議等にはできる限り速やかに対応すること。

(3) 受注者は、高槻市工事標示板設置要綱に基づき週休2日工事であることを工事看板に明記すること。ただし、明記しないことにつき受発注者間での合意がある場合は、この限りでない。

(成績評定)

第10条 「完全週休2日（土日）工事」を達成した場合は、工事成績評定において加点するものとする。また、「月単位の週休2日工事」を達成した場合は、工事成績評定において評価するものとする。なお、提出された工程表が通期の週休2日の取得を前提としていない等、明らかに受注者側に通期の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、工事成績評定において点数を

減ずる措置を行うものとする。

(その他)

第11条 受注者が提出する書類に虚偽の記載があった場合、あるいは信義則に反する行為があった場合は、高槻市建設工事請負業者指名停止基準、工事請負契約書に基づき厳正に対応する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の高槻市週休2日工事実施要領の規定は、この要領の施行の日以後に公告する一般競争入札、指名に係る通知を発する指名競争入札等に係る工事について適用し、同日前に公告した一般競争入札、指名に係る通知を発する指名競争入札等に係る工事については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の高槻市週休2日工事実施要領の規定は、この要領の施行の日以後に公告する一般競争入札、指名に係る通知を発する指名競争入札等に係る工事について適用し、同日前に公告した一般競争入札、指名に係る通知を発する指名競争入札等に係る工事については、なお従前の例による。